



## 碧南市消防団員準中型自動車免許取得費補助金の補助対象者について

平成29年3月の道路交通法の改正に伴い、消防団車両を運転するためには普通自動車免許ではなく、新たに準中型自動車免許の取得が必要となりました。このことにより、消防団車両を運転できる機関員の担い手が不足し、消防団活動に深刻な支障が生じる恐れがあります。

そこで、碧南市では、碧南市消防団準中型自動車免許取得費補助金交付規程（令和5年碧南市公告第180号）を制定し、準中型自動車免許の取得のための補助金を交付することで、機関員として活躍できる団員を育成するための補助事業を行っています。補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）については、原則、入団2年目以下の団員ですが、高校卒業後すぐに入団し、緊急走行が可能となる入団3年目の団員についても、例外的に補助対象者となっています。

この補助事業が消防団活動により長い期間還元できるもの、団員の皆さんにおかれましては、入団1年目での補助金の補助金の交付申請へのご協力をお願いします。

### 1 補助対象者

消防団員のうち、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 消防団員として任用された期間が2年に満たない者（1年生及び2年生団員）
- (2) 5年の消防団任期を全うすることを誓約する者
- (3) 準中型自動車を保有する分団に所属する者
- (4) 平成29年3月12日以降の普通自動車免許（AT限定可）を取得していること。
- (5) 21歳以上で、かつ、普通自動車免許取得後、3年以上経過している者（免許停止期間を除く。）
- (6) 準中型自動車免許を受けるために指定自動車教習所（以下「教習所」という。）に通うこと。
- (7) (1)に該当しない者のうち、市長が消防団員として任用された期間、年齢等を考慮し、補助対象者として認めた者

## 2 補助対象経費及び補助金額

準中型自動車免許を受けるために通う教習所において準中型自動車免許を受けるまでに要する経費及び準中型自動車免許の免許証の取得に係る手数料を全額補助します。（教習所が定める時限を超えた教習に要する経費、宿泊費、食糧費その他特別な経費及び当該免許を受けるための再試験に係る手数料は除く。）

他の助成制度等により費用の助成を受けるときは、その額を補助金の額から控除するものとします。

## 3 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者は、教習所への入所の申込みを行う前に、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市（危機管理課）に提出してください。

- (1) 自らが所有する免許証の写し（表・裏）
- (2) 教習所の見積書その他補助対象経費のわかるもの
- (3) 誓約書

## 4 実績報告

補助金の交付決定を受けた後、準中型自動車免許を取得した者は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、免許取得日から30日を経過した日（その日が年度末を過ぎる場合は年度内）までに、市（危機管理課）に提出してください。

- (1) 取得した運転免許証の写し（表・裏）
- (2) 補助対象経費に係る領収書及びその内訳の分かる書類の写し

## 5 交付決定の取消し又は補助金の返還

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の取消し又は既に交付した補助金の返還請求をさせていただきます。

- (1) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 消防団員を免職されたとき又は5年の任期中に正当な理由なく消防団員を辞職したとき
- (4) 準中型自動車免許を受けた後、5年の任期中に当該免許が取り消されたとき
- (5) 市長が交付を不相当と認めたとき